

事務連絡

令和3年 1月 4日

会員各位

(特車保有の会員各位)

(公社) 秋田県トラック協会

特車許可における誘導車配置条件の合理化について

あけましておめでとうございます。 本年も宜しくお願ひ申し上げます。

全日本トラック協会重量部会より特殊車両通行許可における誘導車の配置条件につきまして、情報が入りましたのでご案内いたします。

詳細につきましては、全日本トラック協会ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

主な改正内容は以下のとおりです。

- 重量C・D条件及び寸法C条件の「前後に誘導車」の配置条件を、
重量C・D条件 については「後方に1台」、寸法C条件については「前方に1台」へと改められる。
- 誘導車は特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習等を受講した者
(有効な受講修了書を有する者に限る) が運転するものであることを確認できるものに限る。
- 通達改正は令和3年3月29日となるが、上記講習は本日より受講可能となる。

※ 全日本トラック協会 ホームページ

① 新着情報

2020/12/25 [特殊車両通行許可]誘導車の配置条件の合理化について

② 会員の皆様へ⇒安全対策⇒特殊車両許可制度特設ページ
[特殊車両通行許可]誘導車の配置条件の合理化について (2020/12/25 更新)

会員専用 パスワード

12/15～ 1/14 「5749」

1/15～ 2/14 「6043」

以上